

該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	管理コード	所管省庁	要望事項(事項名)	要望主体管理番号	要望事項管理番号	分割番号	グループ化番号	要望主体名	要望事項番号	要望種別(規制改革)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	その他(特記事項)	
国家公務員法第103条第2項、第3項	「言明比較」の再就職について 一般職の国家公務員は、人事院の承認(本省庁課長補任等相当職以下であった者の就職については、役員の地位に取替を要せず、各府省等の長に承認権限を委任)を得た場合を除き、離職後2年間は、その離職前5年間に在職していた国の機関、特定独立行政法人又は日本郵政公社と密接な関係にある営利企業へ就職することを禁止されている(人事院の承認を得た場合を除く)。この営利企業への就職制限は、職員が職務に就くことと密接な関係にある営利企業へ就職することを禁止している。この営利企業への就職制限は、職員の職務に関する制度の一つとして、在職中の国家公務員と関連企業との癒着その他不適正な関係の発生を防止し、公務の公正な執行を確保することを目的として設けられたものである。	d	-	一般職の国家公務員の営利企業への再就職については、現行法で、離職後2年間、その離職前5年間に在職していた国の機関、特定独立行政法人又は日本郵政公社と密接な関係にある営利企業へ就職することを禁止されている(人事院の承認を得た場合を除く)。この営利企業への就職制限は、職員の職務に関する制度の一つとして、在職中の国家公務員と関連企業との癒着その他不適正な関係の発生を防止し、公務の公正な執行を確保することを目的として設けられたものである。	-	要望者から以下のような再意見が寄せられていますので再検討をお願いします。『(1)国家公務員法第103条第2項で「職員は、離職後2年間は、営利企業の地位で、その離職前5年間に在職していた人事院規則で定める国の機関、特定独立行政法人又は日本郵政公社と密接な関係にあるものに就くことを承認し又は就いてはならない」としていますが、2年間であることの根拠があるわけではなく、また再就職による関連企業等への利益誘導事例が先般日本道路公社を契機にありました。役員者については年数を設けず禁止することが必要な事例です。例えば、財務省の役員者が現にJTの役員者として天下っています。例えば現JT会長は財務省元主計局長であり、副社長の一人は元運輸局長であるなど、行政機関が管理監督権限を有する企業に在職していることは、癒着を生み、利益誘導を有する可能性が否定できないので、行政の公平性を損なわないために、天下りによる関連企業等への利益誘導が絶対に起らないような保証制度が創設されない限り、役員者については年数を設けずに禁止することが必要です。(2)省庁の幹部職員が、定年前に辞め、管理監督権限を有する企業や関連機関に再就職する慣習がある場合がある。それが癒着や利益誘導を有する可能性が否定できないケースがあることが懸念されます。このような慣習は原則的に止めるべきではないでしょうか。』				202005	全省庁	行政機関の役員退職者が、その行政機関が管理監督権限を有する企業や関連団体に就職することを禁止する	5110	5110014				特定非営利活動法人「子ども無煙環境を推進協議会	14	A	行政機関の役員退職者が、その行政機関が管理監督権限を有する企業や関連団体に就職することを禁止する	行政機関(例えば財務省)の退職者(役職)が、その行政機関が管理監督権限を有する企業や関連団体(例えば「J」や「たばこ協会、販売組合など)に就職することは、天下りであって癒着を生み、行政の公平性を損なうので、禁止することが必要である。	行政と、管理監督される側は、天下りなど人事を通して癒着の事例が多くあるので、公平性と透明性のために、禁止が必要である。	近年、最近も、天下りによる不祥事が多く見られることから、この禁止が行政改革上からも必須である。	人事院等の法令	
	平成17年9月から債権譲渡対象を特定目的会社等にまで拡大した。	d	-	対応済み	-	省庁間での統一対応を願いたい。				202006	全省庁	国・地方自治体向け金銭債権の証券化に関する債権譲渡禁止特約の解除	5118	5118006			社団法人リース事業協会	6	A	国・地方自治体向け金銭債権の証券化に関する債権譲渡禁止特約の解除	各府省及び地方自治体において、統一的かつ早期に債権譲渡禁止特約の解除の対象となる契約(リース契約等)及び譲渡対象者の拡大(特定目的会社等)を望む。		本年6月に同要望を提出したが、各府省の対応が異なり、引き続き、統一的かつ早期な対応が求められる。			
国家公務員法 国家公務員倫理法 国家公務員倫理規程	要望事項の具体的な内容は必ずしも明らかでないが、公務員の不祥事防止については、職員の職務を統括する各府省において、所属職員に対する職務規律の遵守の徹底、懲戒処分等による厳正な対応、不祥事の原因分析と再発防止策の策定・実施、不祥事に係る情報の国民に対する説明等を行っている。人事院として、このことを前提として、各府省等の人事担当者に対する職務・懲戒制度に関する説明会の実施及び指導・助言、「懲戒処分の指針」及び「懲戒処分の公表の指針」の策定・通知、国家公務員に対し国民全体の奉仕者であることの意識を徹底しその倫理観の涵養を図るための研修等を行っている。また、公務員の倫理については、国家公務員倫理審査会では、国家公務員倫理法・倫理規程の周知のため、教本・パンフレット等の作成・配布や制度説明会などの周知活動や、倫理規程遵守のための体制整備(内部通報制度の整備など)に関して、各府省に対する指導及び助言を行っている。	d	-	公務員の不祥事防止については、職員の職務を統括する各府省において、所属職員に対する職務規律の遵守の徹底、懲戒処分等による厳正な対応、不祥事の原因分析と再発防止策の策定・実施、不祥事に係る情報の国民に対する説明等を行っている。人事院として、このことを前提として、各府省等の人事担当者に対する職務・懲戒制度に関する説明会の実施及び指導・助言、「懲戒処分の指針」及び「懲戒処分の公表の指針」の策定・通知、国家公務員に対し国民全体の奉仕者であることの意識を徹底しその倫理観の涵養を図るための研修等を行っている。また、公務員の倫理については、国家公務員倫理審査会では、国家公務員倫理法・倫理規程の周知のため、教本・パンフレット等の作成・配布や制度説明会などの周知活動や、倫理規程遵守のための体制整備(内部通報制度の整備など)に関して、各府省に対する指導及び助言を行っている。	-						202007	全省庁	コンプライアンス監査システムの導入	5120	5120003			特定非営利活動法人日本情報安全管理協会	3	B	コンプライアンス監査システムの導入	公務員による不正行為や非倫理的行為を未然に防止し公共サービスのレベルを高めるため、第三者機関による監査システムを導入する。	コンプライアンスに関するアンケート調査を各行政機関ごとに実施し、その結果に基づいて客観的なコンプライアンスレベルを評価、コンプライアンス研修を行うことによりコンプライアンスレベルを高める。このシステムは問題があつてからの対応ではなくコンプライアンス意識を高めることによる不祥事の予防システムである。	昨今、公務員による不祥事露見が頻発しているが、これを未然に防ぐためには、何よりもコンプライアンス意識を高めることにある。事後においては、監察組織による対応ということになるが、このシステムは少しでも未然に不正を防ぐことが目的である。	なし	
行政機関の保有する情報の公開に関する法律第3条 人事院規則8-12(職員採用試験合格者の意向確認手続)第53条第4項第3号、第55条、第56条第2	行政機関の保有する情報の公開に関する法律第3条 人事院規則8-12(職員採用試験合格者の意向確認手続)第53条第4項第3号、第55条、第56条第2	b	d	電子収納システムの整備には多額の経費を要するため、費用対効果を勘案しながら導入の可能性について引き続き検討する。	-					202008	全省庁	利用者サイドに立ったオンライン手続きの見直しによる電子化促進	5121	5121003			日本マルチペイメントネットワーク運営機構	3	A	利用者サイドに立ったオンライン手続きの見直しによる電子化促進	電子的な手続きを躊躇させる主因と思われる現行の公的認証の取扱い方法の根本的見直しが必要と考える。即ち、現在のように全ての手続きに一律に公的認証を求めるやり方ではなく、手続き毎にリスクの有無ならびに軽重を十分吟味のうえ、問題なしとされる手続きには公的認証なしで簡易に手続きができるような検討を早期にお願いしたい。もちろん情報保護の観点ならびにインターネットという非対面での手続きに伴う必要な確認等の安全を十分考慮したうえという条件付にはなるが、これにより多くの利用者にとりオンライン手続きが非常に身近なものとなり利用の飛躍的な伸びにつながるものと考え、また、年度毎の利用目標を定め、実利用の利用者数に還元すると共に、定期的に利用者アンケートやパブリックコメントを募り、一層の見直しを図る仕組み作りの検討をいただきたい。	現在利用が進まないオンライン手続きに幅広く利用者を呼び込むために、「簡易」に利用できる手続きへの見直し・仕組み作りの検討が必要である。そして、オンライン手続きの普及が実現すれば同時に、手続き時に発生する料金・手数料の電子収納についてのニーズも高まり、申請から納付までの一連の手続きが「トランスポートレス(自宅から移動なし)」、「ペーパーレス(申請書なし)」、「キャッシュレス(現金のやりとりなし)」にて完了するという、行政手続の電子化の目指す最終圏への実現に向けて大きな弾みがつくものと期待する。				

該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	管理コード	所管省庁	要望事項(事項名)	要望主体管理番号	要望事項管理番号	分割番号	グループ化番号	要望主体名	要望事項番号	要望種別(規制改革)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	その他(特記事項)	
	現状では特に目標値を定めていない。	b	-	現在、電子申告(申請)については、採用試験問題等の情報公開の申請、採用試験合格者の意向確認のための意向届の提出について行っているが、年間申請件数も少ないため、特に目標値を明確化する程の案件ではないと考えているが、今後、政府の取組方針等を見ながら、モデル事業の導入の必要性等について検討して参りたい。	-					z02009	全省庁	モデル事業を活用しての電子政府の推進	5121	5121004			日本マルチペイメントネットワーク運営機構	4	A	モデル事業を活用しての電子政府の推進	モデル事業として運営している財務省の国税電子申告・納税システム(e-Tax)、総務省の総合的なワンストップサービス整備事業(申請・届出窓口の一括化・電子化)のように各省庁の予算要求時等に既存の電子申告・電子納付の取り扱い件数についても年度ごとに目標値を明確化しての計画立案と事後評価を確実に行って欲しい。すなわちモデル事業を現行の予算編成を改革するための試行事例としてのみだけでなく、電子政府の活性化のためにも幅広く活用して取扱い対象の多い電子申告・電子納付の項目については適用することを検討いただきたい。					